社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」(平成12年 厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)

1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下第2において「災害復旧費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)、「介護保険法」(平成9年法律第123号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、 中分類及び小分類の施設をいう。
 - (1) (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大分類	中分類	小 分 類
① 生活保護法(昭和 25年法律第144 号)第38条に基づ く保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
② 次のアからエに定			

和26年第2年第45月第7年 45月第7年 45月第一日 45月前年 45月前年 45月前年 45月前年 45月前年 45月前年 45月前年 4月前日 4月前日 4月前日 4月前日 4月前日 4月前日 4月前日 4月前日	社施地一隣生ホ支へ館生物ととと大夕とととははとととよとととととはとととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととととと <th>地域福祉センタ ー(A型) 地域福祉センタ ー(B型)</th> <th></th>	地域福祉センタ ー(A型) 地域福祉センタ ー(B型)	
③ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び第39条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成	介護福祉士等養成施設	社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	

施設			
④ 第すスに護定条る同すに施祉と条る 第 1 3 7 7 7 に 2 1 1 音響 5 3 7 7 に 3 1 7 7 7 7 7 7 9 1 1 音	障事事業とのででででででである。 できまれる かんしゅう はいかん かんしゅう はいかん かんしゅう かんしゅう はいかん いっぱい かんしゅう かんしゅう はいかん いっぱい かんしゅう はいかん いっぱい かんしゅう はい かんしゅう いっぱい かんしゅう かんしゅう はい かんしゅう はいかん しゅう はい かんしゅう はい かんしゅう はい		
⑤ 第5年	重度訪問介護事 業所 同行援護事業所 行動援護事業所		
⑥ 身体障害者福祉法第5条第1項に基づ		身体障害者福祉 センター	身体障害者福祉 センターA型

を を を を を を を を を を を を を を	盲人ホーム 市町村障害者生 活支援センター	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視 聴 覚 障 害 者 情報提供施設	身体障害者福祉 を
⑦ 障害者総合支援法 第5条第26項に規 定する地域活動支援 センター	地域活動支援センター		
⑧ 障害者総合支援法 第5条第27項に規 定する福祉ホーム	福祉ホーム		
⑨ 児童福祉第6条 の2の2第1項通2第1項通2第1項通2第1項通2第1項通2第1項通2第1項通2第1項通	児童発達支援事 業所 放課後等デイサ ービス事業所	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入 所施設 医療型障害児入 所施設 福祉型児童発達 支援センター 医療型児童発達 支援センター

514号厚生省児童 家庭局長通知「心身 障害児総合通園セン ターの設置につい て」に基づく心身障 害児総合通園センタ	通園センター	
の2の2第5項に規 定する保育所等訪問	保育所等訪問支 援事業所 障害児相談支援 事業所	
① 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設	

(2) (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区分	大分類	中分類	小分類
① 老人福祉第 5 表 名 名 名 名 年 第 4 年 第 5 表 年 第 5 表 年 第 6 日 6 と 齢 ム 1 日 号 福 を 2 年 第 1 日 9 日 2 年 第 1 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日	老人福祉施設	老人デイサービスセンターを人気を選老人を選老人を選老人がある。そのでは、おおおいますが、おおいますが、おおいますが、おおいますが、おおいますが、おおいますが、おおいますが、おおいますが、おおいますが、	軽費老人ホーム (A型) 軽費老人ホーム (B型) 軽費老人ホーム (ケアハウス)

施設の整備につい 都市型軽費老人 て」に基づく在宅 ホーム 複合型施設、平成 老人福祉センタ 老人福祉センタ 12年9月27日 一(A型) 老発第655号厚 老人福祉センタ 生省老人保健福祉 ー (特A型) 局長通知「高齢者 老人福祉センタ 生活福祉センター (B型) 運営事業の実施に 老人福祉施設付 ついて」に基づく 設作業所 生活支援ハウス | 認知症高齢者 | 老人介護支援セ | 在宅介護支援セ (高齢者生活福祉 | グループホーム | ンター ンター センター)、介護 保険法(平成9年 在宅複合型施設 法律第123号) 第8条第27項に 生活支援ハウス 基づく介護老人保 健施設、同法第8 介護老人保健施設 条第4項に基づく 訪問看護の事業を一訪問看護ステー 行う事業所として ション の訪問看護ステー ション、老人福祉 小規模多機能型 法第5条の2第5 居宅介護事業所 項に基づく小規模 多機能型居宅介護 | 夜間対応型訪問 事業を行う拠点と 介護ステーショ しての小規模多機 | ン 能型居宅介護拠 点、老人福祉法第一介護予防拠点 5条の2第2項に 基づく老人居宅介 地域包括支援セ 護等事業を行う事 レター 業所のうち、夜間 対応型訪問介護事 | 定期巡回・随時 業を行う事業所と一対応型訪問介護 しての夜間対応型 看護事業所 訪問介護ステーシ ョン、平成18年 看護小規模多機 5月29日老発第一能型居宅介護事 0529001号 業所

「老人福祉施設 等」という。)	
厚長・交護交い護保の域一第定応事の対 関本が構成 地間で空と を対ける がでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

(3) (項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区分	大 分 類	中分類	小分類

① 売春防止 31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年31年3	婦人相談所 一時保護施設 婦人保護施設		
②に設生所6私下所む認こに保園施実る童護短自童に1相で設定(活(条連「と。定ど基連を設施。厚施期立家限2をで、のでは、大道では、大道では、と、と園く型みしず、、生設治支庭る条所で、、大道のでは、、、はで、、、のは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	児のでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	助 乳母施保幼こ児児情治児施児ン	第二種助産施設

条の4に基づく児童 | 所 を一時保護する一時 事業所内保育事 保護施設、同法第3 5条第10項に基づ 幼稚園型認定こ く職員養成施設、同 | ども園(幼稚園 法第6条の3第1項 と保育所機能部 に基づく児童自立生 分の定員合計が 活援助事業を行う事 20人以上の保 業所、同条第6項に 育所機能部分 基づく地域子育て支しく幼稚園部分と 援拠点事業を行う事 施設が一体的で 業所、同条第8項に | ある場合を除 基づく小規模住居型 | く。)に限 児童養育事業を行う 事業所、同条第10 特例保育施設 項に基づく小規模保 利用者支援事業 育事業を行う事業 所 所、同条第12項に | 子育て支援のた 基づく事業所内保育しめの拠点施設 事業を行う事業所、 認定こども園法第3 条第1項に基づく認 定及び同条第9項に 基づく公示を受けた 幼稚園(以下「幼稚 園型認定こども園と いう。) において保 育を実施する部分 (以下「保育所機能 部分」という。)、 子ども・子育て支援 法(平成24年法律 第65号) 第30条 第1項第4号に基づ く特例保育を提供す る施設であって、一 日当たりの平均入所 児童数が6人以上で あるもの(以下「特 例保育施設」とい う。)、同法第59

業所 る。)

条第1号に基づく利 用者支援事業成11 事業所及1月7日児子 年1月7日児子省児子省児子省児子省児子省児子の設置の設置のです。 を設置とするのいて支設の地がです。 を表して、大のいるでは、大いのののは、大いののののののでは、大いのののののでは、大いのののののでは、大いのののののでは、大いのののののでは、大いののののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いいのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、ないのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、な			
③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条及の日厚生労働省発展児の930第4号厚生労働事務次官通知に受ける。 一個事務のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 でいるでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉 センター 母子・父子休養 ホーム	
④ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に基づく母子保健施設	母子保健施設	母子健康センター	
⑤ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③ 欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又 は指定都市 若 しく は 中核市	1/2
(2) 社会事業授産施設 等 7 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第 7号	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
イ地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地 第74号厚生省社会・援護 局長通知「地域福祉センタ ーの設置運営について」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号厚 生労働事務次官通知「隣保 館の設置及び運営につい て」	指定都市又は中核市	1/2
ェ 生活館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号厚 生労働事務次官通知「隣保 館の設置及び運営につい て」	指定都市又は中核市	1/2
オ ホームレス自立支援セ ンター	平成17年3月31日社援 発第0331021号厚生労働省社 会・援護局長通知「セーフ	都道府県又は指定都市 若 しく は	1/2

	ティネット支援対策等事業の実施について」	中核市	
カ へき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省 事務次官通知「へき地保健 福祉館の設置及び運営につ いて」	指定都市又は中核市	1/2
(3)介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士 法第7条又は第39条	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
(4) 障害者支援施設等			
ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条 第2項及び第3項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
ウ 居宅介護事業所、 短期入所事業所、 共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2号並 びに同条第2項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
ェ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条 第1項第4号及び第79条 第1項第4号	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条 第3項及び第79条第1項 第5号	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
(5) 身体障害者社会参加支 援施設等			

ア 補装具製作施設及び視 聴覚障害者情報提供施設 (中分類)	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
イ 身体障害者福祉センタ 一(中分類)	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ェ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発 第109号厚生省社会局長 通知「盲人ホームの運営に ついて」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
オ 市町村障害者生活支援 センター	平成8年5月10日社援更 第133号厚生省社会・援 護局長通知「市町村障害者 生活支援事業の実施につい て」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
(6) 児童福祉施設等 7 障害児入所施設(中分 類)	児童福祉法第35条第2項	都道府県又 は指定都 市、中核市 若しくは別 童相談所設 置市	1/2
4 児童発達支援センター (中分類)	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定を おおお おおお おおお おおま おおま ままま ままま ままま ままま まま	1/2

り 児童発達支援事業所及 び放課後等デイサービス 事業所(中分類)	児童福祉法第34条の3第 1項	都道府県又 は指定都市、 大は下、 大は では では では では で で で で で で で で に で に り に り に り に り に り	1/2
エ心身障害児総合通園センター	児童福祉法第35条第2項 又は第3項及び昭和54年 7月11日児発第514号 厚生省児童家庭局長通知 「心身障害児総合通園セン ターの設置について」	都 は 市 若 お 口 と の 市	1/2
(7) 保育所等訪問支援事業 所及び障害児相談支援事 業所	児童福祉法第34条の3第 1項	都道府県又 お 市 定 核 市 大 し く 所 置 市	1/2
(8) その他施設	別途厚生労働大臣が定める 基準等	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/3から1/2 まで

(2) (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助 率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセン ター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 しく は	1/2

		中核市	
り 養護老人ホーム及び特 別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ェ 軽費老人ホーム (A型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
オ軽費老人ホーム(B型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
カ 軽費老人ホーム (ケア ハウス)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
‡都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
 を人福祉センター (A型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3
ケ 老人福祉センター(特 A型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3
コ 老人福祉センター(B 型)	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3

# 老人福祉施設付設作業 所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
ス 認知症高齢者グループ ホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第 120号厚生省老人保健福 祉局長通知「在宅複合型施 設の整備について」	都道府県又 は指定都市 若 し く は 中核市	1/2
り 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発 第655号厚生省老人保健 福祉局長通知「高齢者生活 福祉センター運営事業の実 施について」	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2
タ 介護老人保健施設 (併設される通所リハビ リテーション事業実施部 分を含む)	介護保険法第94条第1項 (介護保険法第41条第1 項、及び同法第72条第1 項)	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/3
チ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/3
ッ 小規模多機能型居宅介 護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
テ 夜間対応型訪問介護ス テーション	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2

卜 介護予防拠点	平成18年5月29日老発 第0529001号厚生労 働省老健局長通知「地域介 護・福祉空間整備等交付金 及び地域介護・福祉空間推 進交付金の実施について」	指定都市又は中核市	1/2
† 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4 6第2項	指定都市又は中核市	1/2
ニ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	指定都市又は中核市	1/2
ヌ 看護小規模多機能型居 宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	指定都市又は中核市	1/2
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/3から1/2 まで

(3) (項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助 率
(1) 婦人保護施設等 ア婦人相談所及び一時保 護施設	売春防止法第34条第1 項、第2項及び第5項	都道府県又は指定都市	1/2
イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1/2
(2) 助産施設等 7 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第2 項、認定こども園法第12 条	都は市 (設活設及で) おおお は 市 (設活設及で) なっこう は で と と で の は で の の で の で の で の で の で の で の で の	1/2

		携型認 園 という という という という という は 所 分 保 定 は は で は で は で は で は い い い い い い い い い い	
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又 は指定都 市、中核市	1/3
ゥ 児童相談所及び一時保 護施設	児童福祉法第12条又は第 12条の4	都道府県又 は指定都市 若しくは児 童相談所設 置市	1/2
ェ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又 は指定都 市、中核市 若しくは児 童相談所設 置市	1/2
才 児童自立生活援助事業 所	児童福祉法第6条の3第1 項	都道府県又 は指定都市 若しくは児 童相談所設 置市	1/2
加地域子育で支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11 第1項	指定都市又は中核市	1/2
キ 小規模住居型児童養育 事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又 は指定都市 若しくは児 童相談所設 置市	1/2

	1	İ	Ì
ク 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15 第1項	指定都市又は中核市	1/2
ケ 幼稚園型認定こども園	学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条(認定 こども園法第3条第1項の 認定又は同条9項の公示を 受けたものに限る。)	は指定都市若しくは中	1/2
3 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	指定都市又は中核市	1/2
# 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 5 9条第1号	指定都市又は中核市	1/2
ジ 子育て支援のための拠 点施設	平成11年1月7日児発第 14号厚生省児童家庭局長 通知「子育て支援のための 拠点施設の設置について」		1/2
(3) 母子・父子福祉センタ	母子及び父子並びに寡婦福 祉法第38条及び平成26 年9月30日厚生労働省発 雇児0930第4号厚生労 働事務次官通知「母子・父 子福祉施設の設備及び運営 について」	は指定都市若しくは中	1/3
(4) 母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福 祉法第38条及び平成26 年9月30日厚生労働省発 雇児0930第4号厚生労 働事務次官通知「母子・父 子福祉施設の設備及び運営 について」	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/3
(5) その他施設	別途厚生労働大臣が定める 基準等	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/3から1 /2まで

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

- (1)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③ 欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。
 - ア (項)社会福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助 根拠 等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第 40条又は第 41条	(7)市では(7)市で(7)市で(7)市で(7)市で(7)市で(7)市で(7)市で(7)市で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で(7)中で	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ)社会福祉 法人又は日 本赤十字社	生活保護 法第74 条第1項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
(2) 社会事業 授産施設等						
ア 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2条第2項第	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	7号	(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市 は 中核 市	3/4	2/3
イ 地域福祉 センター	平成6年6月 23日社援地	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(A型、 B型)	第74号厚生 省社会・援護	(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定	3/4	2/3

	局長通知「地域福祉センターの設置運営について」			都市若しくは中核市		
ウ 隣保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事 次官値の設置の び運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ェ 生活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事 次官通知 につい で して して して して して して して して して して して して して	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
t ホームレ ス自立支 援センタ ー	平成17年3 月31日社援 発第0331021 号厚生労働省 社会 近 テ 接 接 セ ッ ト 支援 変 の よ で い て 」	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
カ へき地保健福祉館	昭和40年9 月1日厚生省 事務次官通知 「へき地保健 福祉館の設置	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

	及び運営につ いて					
(3) 介護福祉 士等養成施	社会福祉士及 び介護福祉士	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
設	法第7条又は	(イ) 社会福祉	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	第39条	法人		又は指定		
				都市		
(4) 障害者支援施設等						
ア 障害福祉	障害者総合支	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2/3
サービス事	援法第79条					
業所	第2項	(イ) 障害者総	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		合支援法第		又は指定		
		7 9 条第 2		都市若し		
		項に基づき		くは中核		
		事業を実施		市		
		する法人				
		(社会福祉				
		法人、医療				
		法人、日本 赤十字社、				
		公益社団法				
		人、公益財				
		団法人、一				
		般社団法				
		人、一般財				
		団法人、NP				
		0法人、営				
		利法人等。				
		以下「社会				
		福祉法人				
		等」とい				
		う。)				
イ 障害者支 援施設	障害者総合支 援法第83条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	第3項又は第	(イ) 地方税法	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	4項	(昭和25		又は指定		
		年法律第2		都市若し		

, .					1	
		26号)第		くは中核		
		3 4 8 条第		市		
		2項第10				
		の4号及び				
		第10の6				
		号の規定に				
		より固定資				
		産税を課さ				
		れないこと				
		とされてい				
		る法人(社				
		会福祉法				
		人、医療法				
		人、日本赤				
		十字社、公				
		益社団法人				
		又は公益財				
		団法人等。				
		医療法人を				
		除く。)				
h 尼安久##	陪宝老纵入士	(ア) 市町村	文哲世里	松	3/4	0 / 2
り 居宅介護 事業所、短	障害者総合支援法第79条	(八) 田町11	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(八 払入短知	文符批型	本	2 / 1	0 / 0
期入所事業	第2項	(4) 社会福祉 法人等	予算措置	都道府県	3/4	2/3
所、共同生		公八寺		又は指定		
活援助事業				都市若し		
所及び相談 支援事業所				くは中核 市		
人仮尹 栗川				111		
ェー地域活動	障害者総合支	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
支援センタ	接法第77条		- >1 +H F-		, -	
_	第1項第4号	(イ) 社会福祉	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	及び第79条	法人等	* 71 *H E	又は指定	- / -	
	第2項	1000		都市若し		
	/N = /\			くは中核		
				市		
オ 福祉ホー	障害者総合支	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
オ 福祉ホー ム	障害者総合支援法第77条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

	79条第2項	法人等		又は指定 都市若し くは中核 市		
(5) 身体障害 者社会参加 支援施設等						
ア補装具製 作施設及び	身体障害者福祉法第28条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	第2項又は第3項	(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市 古 は 中 核 市	3/4	2/3
イ身体障害 者福祉セン	身体障害者福祉法第28条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ター(中分 類)	第2項又は第 3項	(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都 又 都 は お さ 市	3/4	2/3
り 盲導犬訓 練施設	身体障害者福祉法第28条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	第2項又は第 3項	(4) 社会福祉 法人	予算措置	都 足 お 市 は お は お は 中 核 市	3/4	2/3
		(ウ) 公益社団 法人、公益 財団法人、 一般社団法 人、一般財 団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し イオード は 市 村 は 中 核 市	3/4	2/3
ェ 盲人ホー ム	昭和37年2 月27日社発	(ア) 市(指定	予算措置	都道府県	3/4	2/3

	第109号厚 生労働省社会 局長通知「盲 人ホームの運 営について」	核 市 を 除 き、特別区 を含む。) (イ) 社会福祉 法人	予算措置	都 又 都 く 市 は 古 中 核	3/4	2/3
オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月 10日社援号 第133号・選 生省社長村 高町市 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	(7) 市町村 (1) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 都道 は 市 は お は 市 は お は 市 中 核 市	3/4	2/3 2/3
(6) 児童福祉 施設等 『障害児入 所施設(中 分類)	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人 十字社団公 大子社団公 大大会 大大会 大大会 大大会 大大会 大大会 大大会 大大会 大大会 大大			3/4	2/3 2/3
イ 児童発達 支援センタ 一 (中分 類)	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(7) 市町村 (4) 社会福祉 法人等	予算措置 児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道なおおく相置がは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	3/4	2/3 2/3

り 児童発達 支援事業所 及び放課後 等デイサー ビス事業所 (中分類)	児童福祉法第 34条の3第 2項	(7) 市町村 (1) 社会福祉 法人	予算措置	都 都又都核く相置道 道は市市は談市府 府指、若児所	3/4	2/3 2/3
(7)保育所等訪問支援事業援事業所	児童福祉法第 34条の3第 2項	(7) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置	都がおなく相置がは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	3/4	2/3 2/3
(8) その他施 設		(ア) 市町村(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置 等 予算措置 等	都道府県 都 道は市は市場 は 市 は 市 は 市 は 市 は 市 は 市 は 市 は 市 は	2/3から 3/4まで 2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで 1/2から 2/3まで

イ (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助 者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉 施設等						
ア 老人デイ	老人福祉法	(ア) 市町村(指	老人福祉	都道府	$3 \angle 4$	2/3
サービスセ	第15条第	定都市及び中	法第24	県		
ンター	2項	核市を除き、	条第2項			

		特別区を含む。以下本表において同じ。) (イ) 社会福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核市は都し中	3/4	2/3
		(ウ) 福等付盤時金提推交あはのたる(人下地祉施金緊特、供進付る過対施民社を同地企設、急例废制付対若にでを事福く。介間整介整例療制付対若にでを事福く。譲整備護備交介改金象し交あ有業祉。)・備交基臨付護革のでく付っす者法以	予算措置	都県指市く核道又定若は市に都し中	3/4	2/3
亻老人短期 入所施設	老人福祉法 第15条第 2項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3 / 4	2/3
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24		3 / 4	2/3

		(ウ)地域介護・ 福祉空間整備 等施設整備交	条第2項	指市く核都県指力をおし中府は都の	3 / 4	2/3
		付盤時金提推交あはのたる金繁特、供進付る過対施工介整を外医体交の、去象設置を対している。とのでを対している。とのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、		市 く 核市		
ウ 養護老人	老人福祉法	る民間事業者(ア)市町村	老人福祉	都道府	3/4	2/3
ホーム及び 特別養護老 人ホーム	第15条第 3項又は第 4項		法第24 条第2項	県		
		人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核では、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、	3 / 4	2/3
ェ 軽費老人 ホーム(A 型)		(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3

		人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核市は都し中	3/4	2/3
オ 軽費老人 ホーム (B 型)	老人福祉法 第15条第 5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3 / 4	2/3
		(4) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核では、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	3 / 4	2/3
		(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府	3 / 4	2/3
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核市は都し中	3/4	2/3
		(ウ)地域介護・ 福祉空間整備 特金、無無 を急整を ・ 一、整 の を を を を を を を を を を を を を を を を を を	予算措置	都県指市く核府は都し中	3/4	2/3

	ある、若しく は過去に交付 の対象であっ た施設を有す る民間事業者				
* 都市型軽 費老人ホー ム	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
	(4) 社会福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核ではおいます。	3 / 4	2/3
	(ウ) 福等付盤時金提推交あはのたる地祉施金緊特、供進付る過対施民が開整介整例療制付対若にでを事護整備護備交介改金象し交あ有業・備交基臨付護革のでく付っす者	予算措置	都県指市く核道又定若は市	3/4	2/3

ク 老人福祉 センター (A型)		(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核では都し中	2/3	1/2
ケ 老人福祉 セ ン タ ー (特A型)		(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核では都し中	2/3	1/2
	老人福祉法 第15条第 5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府 県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核では都し中	2/3	1/2
# 老人福祉 施設付設作 業所	老人福祉法 第15条第 5項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2/3	1/2
		(4) 社会福祉法	老人福祉	都道府	2/3	1/2

		人	法第24 条第2項	県 工 指 お は お は 市 く 核 市		
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法 第15条第 2項	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核でおいます。	3/4	2/3
ス 認知症高 齢者グルー プホーム	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法 人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核でおいます。	3/4	2/3
		(ウ) 地域空間整備等位置整備等位置整件等のでは、急性のでは、急性のでは、急性のでは、急性のでは、急性のでは、急性のでは、急性のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のでは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域の	予算措置	都県指市く核では都し中	3/4	2/3

		は過去に交付 の対能 であっす るに 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 り に り と り と り に り に り に り に り に り に り に				
セ 在宅複合 型施設	平成6年9 月14日老 計第120	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	号厚生省組知 に と と と と を と を を を を を で か に で か か か か か か か か か か か か か か か か	人	予算措置	都見指市く核市は都し中	3/4	2/3
り 生活支援 ハウス	平成12年 9月27日 老発第65	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	を 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名	(4) 社会福祉法人	予算措置	都道所 県 指 若 お お ま お ま は 市 く 核 市	3 / 4	2/3
タ 小規模多 機能型居宅 介護事業所	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3

		(4) 社会福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核ではおいます。	3/4	2/3
		(ウ) 福等付盤時金提推交あはのたる地址を整件、供進付る過対施民介置整備変易例療制付対若にでを事で、生象の、去象設問がなり、をではないのでく付っす者	予算措置	都県指市く核道又定若は市	3/4	2/3
型訪問介護 第ステーショ	老人福祉法 第14条	(ア) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉 法第24 条第2項	都県指市く核ではおいます。	3/4	2/3
		(ウ) 地域介護・ 福祉空間整備	予算措置	都道府 県又は	3/4	2/3

		等付盤時金提推交あはのたると、無のでく付る過対施民をが、大きををはなる。のである。とのである。とのである。とのでは、これでである。とのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		指市はおおり、「おおり」という。		
ッ介護予防拠点	平成18年 5月29日 老発第05	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
	29001 号厚生労働 省老健局長 通知「地福・福・空間整備を で付金及び	(4) 社会福祉法 人	予算措置	都道府県又は指定都した。 おおい は おおい は おおい は おおい は おおい は おおい おおい お	3/4	2/3
	地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	(ウ) 地位 (ウ) 地位 (ウ) 地位 (ウ) 地位 (ウ) 地位 (地位 (ウ) (ウ) (中で	予算措置	都県指市く核市は都し中	3/4	2/3

		た施設を有する民間事業者				
テ 地域包括 支援センタ 一	介護保険法 第115条 の46第2 項又は第3 項	(7) 市町村 (イ) 社会福祉法 人	予算措置	都県都県指市くはおいておいておいておいては、おいては、おいては、おいては、おいては、おいては、	3/4	2/3
		(ウ) 福等付盤時金提推交あはのたる地祉施金緊特、供進付る過対施民が電整備護備交介改金象し交あ有業護整備変基臨付護革のでく付っす者	予算措置	、核 都県指市く核市 道又定若は市 のは都し中	$3 \diagup 4$	2/3
ト 定期巡回 ・随時対応 型訪問介護 看護事業所	介護保険法 第8条第1 5項	(ア) 市町村(イ) 社会福祉法	予算措置	都道府 県 都道府	3/4	2/3

		人のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	予算措置	県指市く核 都県指市く核又定若は市 道又定若は市 道以定若は市 がまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	3/4	2/3
力 看護小規模多機能型 居宅介護事	介護保険法 第8条第2 3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
業所		人	予算措置	都道府県 2 は お お は お は 市 さ は 市 さ は 市	3 / 4	2/3
		(ウ) 地域介護・ 福祉空間整 備等施設整 備交付金、 介護基盤緊	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中	3/4	2/3

		急特金護改付のるは付あを間整例、提革金対、過のっ有事に交療体進交でしに象施る者時付介制交付あく交で設民		核市		
(2)その他施 設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(7) 市町村(1) 社会福祉法 人又は日本赤 十字社	予 等 予 算 措置	都県都県指市く核道 道又定若は市府は都し中	2/3から 3/4まで 2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで 1/2から 2/3まで

ウ (項)児童福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種 類	②設置根拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助 率
(1) 婦人保護施設	売春防止法 第36条	社会福祉法人	売春防止 法第39 条	都道府県	3/4	2/3
(2)助産施 設等 ア助産施 設、助産施 設、サ 院、科 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(ア) 中核市(助 産施設及び母 子生活支援施 設を除く。) 又は市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

童設に開設を開始をできませる。 はい		(指定都市又 は中核市を除 き、特別区を 含む。以下本 表において同 じ。ただし、 本表(2)の アの(7)、イの				
支援センター		(ア)、カの(ア) 及びクの(ア)に ついては児童 相談所設置市 を除く。)				
		(イ) 社会福祉法 人名 (イ) 社会福祉法 十世 (日) 大学 (日) 大学 (日) 大学 (日) 財 (日) 大学 (日)	児童福祉 法第56 条の2 1 項	都又都核産び活設るし童設道は市市施母支に。く相置府指、(設子援に)は談市県定中助及生施限若児所	3/4	2/3
1 保育所	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(ア) 市町村(イ) 児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者	予算措置	都でなるなく相では、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、いっとは、いっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、おいっとは、いっとは、いっとは	3/4	2/3 2/3
	認定こども 園法第12	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

こども園	条	(イ) 認定こども 園法第17条 第1項に基づ き認可を受け た者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
ェ 児童厚 生施設	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法 人又は公公公公 財団法人、人大人 財団社団は一般社は一般は 団法人	予算措置 児童福祉 法第56 条の2 1項	都道府県	2/3 2/3	1/2 1/2
才 職員養 成施設	児童福祉法 第35条第 10項	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
加 児童自立生活援助事業所	児童福祉法 第6条の3 第1項	(ア) 中核市又は 市町村(イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、若し	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し	3/4	2/3
		くは公益財団 法人		くは児童 相談所設 置市		
キ 地域子 育て支援 拠点事業 所	児童福祉法 第34条の 11第1項	(ア) 市町村(イ) 児童福祉法第34条の11第1項に基づき地域子育て支援拠点事	予算措置	都道府県 都 道府県 県 定 お お は 市 は お さ は 市 は 市 は 市	3/4	2/3 2/3

		業を実施する 法人(社会福 祉法人、日本 赤十字社、公 益社団法人又 は公益財団法 人に限る。)				
ク 小規模住居型児童養育事	児童福祉法 第6条の3 第8項	(ア) 中核市又は 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
業所	77.0.78	(イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、若し くは公益財団 法人	予算措置	都又都く相置的指若児所	3/4	2/3
ケ 小規模 保育事業 所、事業 所内保育 事業所	児童福祉法 第 34条の1 5第1項又 は第2項	(ア) 市町村(イ) 児童福祉法 第34条の1 5第2項に基 づき認可を受 けた者	予算措置		3/4	2/3 2/3
ュ 幼稚園型認定こども園	学第定法1をのる。)は、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、は、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	(ア) 市町村 (イ) 認定 3 条 で 3 を 第 3 で 3 を 第 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 4 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5	予算措置	都道府県がおけるでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、	3/4 3/4	2/3 2/3

# 特例保 育施設	子ども・子 育て支援法 第30条第 1項第4号	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
シ 利用者 支援事業	子ども・子育て支援法	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
所	第59条第1号	(イ) 育 5 年 大	· ,	都又都く市省は市は市は市中原産した	3 / 4	2/3
ス 子育て支援のための拠点施設	平1発厚家知支ののいれり第生庭「援拠設て」1日4児長育た施に年児号童通てめ設つ	(ア)市町村 (イ) 社会福祉 社会福祉 会社 人人 大人 法 団 財 社 く は 人人 人人 と は 人 は と は 人 と は 人 の ま で し で で で で で で で で で で で で で で で で で	予算措置	都道府県都道は市は市場ではおいます。	3/4	2/3 2/3
(3)母子・ 父子福祉	母子及び父 子並びに寡	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
センター	婦福祉法第 38条及び 平成26年 9月30日	(4) 社会福祉法 人又は日本赤 十字社、公益 社団法人、公	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核	2/3	1/2

	厚発 3 9 3 9 3 9 3 9 7 3 9 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9 7 3 9	益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人		市		
(4) 母子・ 父子休養 ホーム	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法第	(7) 市町村 (1) 社会福祉法	予算措置	都道府県都道府県	2/3	1/2
	3 平 9 厚発 3 厚務「子の運て条 2 3 労児第労官子祉備に及6 0 働 0 4 働 通・施及つび年日省 9 号事知父設びいび年のでのでのでのです。	人又は日本赤 十字社、公 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		又はおはおはおけるである。		
(5) 母子健 康センタ ー	母子保健法第22条	指定都市又は中 核市若しくは市 町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
(6)その他 施設	別途厚生労 働大臣が定 める基準等	(7) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3/16 3/4#T	1/2から 2/3まで
		(イ) その他厚生 労働大臣が認 めた者	等	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

- (2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。
 - (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠 等	⑤補助者	⑥補助率
老人福祉施設等 ア生活支援所 ウス 業 リッコ 介 護 所 シンカ ・	平成12年9 月27日老第 第655号保 生省老局 を 生省と に る は は る は る は る る る る る る る る る る る る	(ア) 市町村(指定 都市及び中核市 を除き、特別区 を含む。以下本 表において同 じ。)	予算措置	都道府県	1/2
併設又は隣接 している場合 限る。)	運営事業の実施について」	(4) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/2
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/2
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/2
イ 介護老人保 健施設 (併設される 通所リハビリ	介護保険法第 94条第1項 (介護保険法 第41条第1	(7) 市町村 (1) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 都道府県 又は指定	1/3 1/3

テーション事 業実施部分を 含む)	項、及び同法 第72条第1 項)			都市若し くは中核 市	
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/3
		(エ) その他厚生労 働大臣が認めた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/3
ウ 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第 14条	医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/2
ェ 在宅介護支 援 セ ン タ ー (介護老人保 健施設、病院	老人福祉法第 15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県	1/2
又は診療所に 併設している 場合に限る。)		(4) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/2
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/2
		(エ) その他厚生労	予算措置	都道府県	1/2

		働大臣が認めた者		又は指定 都市若し くは中核 市	
オ 訪問看護ステーション	介護保険法第 70条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1/3
		(4) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し く 市	1/3
		(エ) 過去に保健衛生施設等施金ののあるであるで、 一 で 民 社 医 所 と	予算措置	都道指定都は指表しておいます。	1/3

- 5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用(災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。)
 - (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
 - (3)職員の宿舎に要する費用
 - (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用(心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。)

- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる 災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、 これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業の場合

- ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の 実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の 場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を 選定する。
- イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄に定める基準額の 合計額を算出する。
- ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額 の施設の種類ごとの額(以下「国庫補助基本額」という。)に、3の表の④ 欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 間接補助事業の場合

ア 4の(1)の間接補助事業の場合

- (ア) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) 4の(1)の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により 算出した基準額の合計額を算出する。
- (ウ) (ア) により選定された額と、(イ) により算出した額とを比較して少ない方の額に、4の(1)の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類ごとの額(以下、「国庫補助基本額」という。)に、4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

イ 4の(2)の間接補助事業の場合

(ア) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) 4 の (2) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により 算出した基準額を算出する。
- (ウ) (ア) により選定された額と、(イ) により算出した額とを比較していずれか低い方の額に第4の(2)の表の⑥欄に掲げる補助率を乗じて得た額と施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- (3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。
 - (1) のウ中「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のアの(ウ)中「4の(1)表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の (1) の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3) の表の⑤ 欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区分	対象施設	直接補助 の事業の 場合	間接補助事	事業の場合
	の 種 類 ②	国庫補助 率 ③	県補助率	国庫補助 率 ⑤
ア 沖縄振興特別措置 法(平成14年法律 第14号)第4条に 規定する沖縄振興計 画に基づく事業とし て行う場合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2/3	5/6	4/5

練、就労移行支 援又は就労継続 支援を行うもの に限る。) ・障害者支援施設			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7. 5/10	8.75/10	7. 5/8. 75

	こども園 ・幼稚園型認定こ ども園 ・小規模保育事業 所			
	・障害児人所に (主と身に (主)の (定)の (定)の (定)の (で)の (で)の (で)の (で)の (で)の (で)の (で)の (で	8/10	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する事業に係る国の 財政上の特別措置に 関する法律(昭和 46年法律第70号)第2条に規定する 公害防止対策事業と して行う場合	・老人デンタリスを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5. 5/10	4/5	5. 5/8
ウ 地震防災対策強化 地域における地震 対策緊急整備事業に 係る国の財費を 係る財費を 等の財費を が開始を を が開始を は は は は は は は は は は は は は は ま り は は は ま り は は は ま り は は ま り は ま る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別を ・特別の ・利児院 ・別に ・別に ・別に ・別に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り ・ り ・ り ・ は に り り り り り り り り り り り り り り り り り り	2/3	5/6	4/5

る社会福祉施設(木造施設の改築とし て行う場合)	ものに限る。)			
エ 地震防災対策特別 措置法 (平成7年 法律第111号) 第2条に規定する地 震防災緊急事業五 年計画に基づいの ま施される事業1 ち、同法別表福祉施設 はる社会福祉施設 して行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別を ・特別の ・別に ・別に ・別に ・別に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り ・ り ・ は に り ・ に り ・ に り に り に り に り に り に り に り	2/3	5/6	4/5
オ 離島振興法(昭和 28年法律第72号)第4条第1項に 規定する離島振興 計画に基づく事業と して行う場合	・保育所 ・幼保連携型認定 こども園(地方 公共団体が設置 するもの)	1/2から 5. 5/10まで	3/4から 4/5まで	2/3から 5. 5/8まで
カ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	・保育所 ・幼保連携型認定 ・幼とも園型認定 ・幼も園・幼も園・小規模保育 がお園では、 ・幼も園では、 ・幼も園では、 ・幼も園では、 ・幼も園では、 ・幼も園では、 ・幼も園では、 ・小所では、 ・かのでは、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、	1/2から 5. 5/10まで	3/4から 4/5まで 11/12	2/3から 5. 5/8まで 8/11
キ 奄美群島振興開発 特別措置法(昭和	・保育所 ・幼保連携型認定	5. 5/10	4/5	5. 5/8

29年法律第189 号)第5条第1項 に規定する奄美群 島振興開発計画に 基づく事業として 行う場合	こども園 (地方公共団体が 設置するもの)			
ク 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4 の 4	・保育所・幼保連携型認定・幼稚園・幼稚園・小規模保育所・幼稚園・小規模保育・所	5. 5/10	4/5	5. 5/8

(交付の条件)

- 7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
 - ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域 を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては 四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けな ければならない。
 - (ア) 建物の規模、構造又は用途(施設の機能を著しく変更しない程度の軽 微な変更を除く。)

- (イ) 建物の設置場所の変更
- (ウ) 入所定員又は利用定員
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、 適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定め る期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助 金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、 取り壊し又は廃棄してはならない。
- オ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後に おいても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な 運用を図らなければならない。
- キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生(支)局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。

- ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の 様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証 拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は 廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了 後5年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者 にあっては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした 帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及 び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、 その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ ならない。
- ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びそ の関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募

金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約に おいても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせること を承諾してはならない。
- サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一 般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談 所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生(支)局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。

- セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市若しく は児童相談所設置市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
- ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、 その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、 この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(実績報告)

9 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定 める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(その他)

10 特別の事情により6、8、9に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日 までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行うも のとする。 算 定 基 準

1	基	準	額	2	対	象	経	費	
	厚生労働大臣	臣に協議して承	、認を得た額	体が又く要費を的必は。な、い	に復旧る 要と 事請 () 事 信 運 () 事 信 運 () で 要 通 に そ の	されるもの た復費(第 直事事者 で要費、 で要費、 ででである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	のであっ を含む。) 2の5に 費(工事) 用であっ	て、厚生	復開となり、監費のと、監費の上のでででは、 事を接耗料 2. を できままままままままままままままままままままままままままままままままままま
Œ	厚生労働大臣	巨に協議して承	認を得た額	備に	限る) に	こ必要なこ		は工事請	設施設整

直接補助の場合

番号年月日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
- 3 申請額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業計画 別紙(3)のとおり
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 予算書(見込書)抄本

申 請 額 一 覧 表

(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名) (単位:円)

· HI-				(
ΝO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助申請額
(項)	<u>)社会福祉施設整備費(目)社会福</u>	<u>祉施設等災害復旧費補助金</u>		
		① 小 計		
(項)	<u>)介護保険制度運営推進費(目)社</u>	会福祉施設等災害復旧費補助金		
		② 小 計		
(項))児童福祉施設整備費(目)社会福	祉施設等災害復旧費補助金		
		③ 小 計		
		合 計 (①+②+③)		

別紙(2)

災 害 復 旧 整 備 申 請 額 内 訳

自治体名

施	彭	L C	種	別	設		者		対 実	象 ; 予 ; (≦	経 支	費	出				の他	差		引		額	基	準	額	国	庫	補			庫	補	助	金
					総 A	事	業	費 円	(B (予 (定 A)	額 円 C) Џ	ス ス	~ 客	頁 年 円	F D	(=A-0	C)	円	Е		円	基 F	j	本	額 円	所 G		要		額円
1	災	害	复旧	費									+					+																
																																		_
																		$\frac{1}{1}$					<u> </u>											
Ī													T					1					<u> </u> 											\exists
													_					+																_
													+					+																
													_					-					<u> </u>											
													\perp					+																_
	災害	後	旧費	計									+					T					+											\neg

- (注(1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 - (3) A欄~F欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (4) F欄には、B欄、D欄若しくはE欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 - (5) G欄は、F欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

事 業 計 画 書

1	対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- 2 災害の状況
- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況
- 3 災害復旧事業の内容

区	分	復	旧	総	面	積	備	考
						m^2		

- 注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
 - 2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

円

4 復旧施設の構造及び規	! 陧
--------------	-----

(2) 工事事務費

(1)	敷地面積	m²				
(2)	敷地の所有関係	(自己所有地、	借地、	買収	(予定)	地の別)
(3)	建物の面積	建築面積	n	1、延1	面積	m²
(4)	建物の構造(造)				
5 整	逐備費内訳					
(1)	主体工事費			F	円	

- (3) 合 計 _____円
 - (注) 工事費目別内訳書を添付すること。
- 6 施工期間
- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日
- 7 平成20年4月17日社接発第0417001号、老発第0417001号又は 雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につ いて」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3 の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 · 無

8 その他参考事項

間接補助の場合

番号年月日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事 指定都市の長印 中核市の長 児童相談所設置市の長

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
- 3 申請額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業計画書副本(この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 予算書(見込書)抄本

申 請 額 一 覧 表

(単位:円) (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名) 国庫補助申請額 施設の名称 施設の種類 間接補助事業者 災害復旧費 (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 ① 小 計 (項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金 ② 小 計 (項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 ③ 小 計 合 計 (①+②+③)

別紙(2)-1

(第2の4(1)の間接補助事業の場合)

 災
 害
 復
 旧
 整
 備
 申
 請
 額
 内
 訳

(都道府県市名) (設置者の氏名) (施設の名称)

施	設	種	別	汉	置	者(の 対 実		è 経 支		の 出		寸 金	: そ	0 1	他差		引	3	額基	準	- 1					道旨定				庫	補	助	国	庫	甫 助	j 金
			糸 A	総 	事	業	費 (円 B	予 (· 定 ≦ /	(A)	額 円	O I	仅.	入	額 4	等 円 D	(=A-C)	円 E		円	補 F	助	額円	補 G	助	予	定(額基 円H	;	本	額円	所 I	E 2	至	額 円
1	災害	復 旧	費																																		
			_													_				-										+							
							+									+														+							
											•											·								.			I.				
			\perp				+									+				-						-				\perp							
			+				+									+				-						-				+							
																+										+				+							
			_													_																					
	災 害	復旧	質				+									+														+							

- (注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 - (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑦補助率を乗じて得た額とすること。
 - ⁽⁴⁾ G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。
 - (5) A欄~G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 - (7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙(2)-2

(第2の4(2)の間接補助事業の場合)

 災
 害
 復
 旧
 整
 備
 申
 請
 額
 内
 訳

(都道府県市名) (設置者の氏名) (施設の名称)

施	設	種	別		者	費	実 (予	経支定	出) 額	のり	額	等				基	準	額	(指 補	定都	市等	i)(額補	指 定 〕 助	都市	ī 等) 定 額) 基	庫	額原	国 庫	補更要	助 金額
1	災	害 復	旧費	Α		円]	B (≦	≦ A)) 円	C		円 I	D (=	=A-C)円	E		円	F			円 G			<u> </u>	H		円I			<u>円</u>
<u></u>																															
	災害	手 復 旧	費計																												

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 - (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑦補助率を乗じて得た額とすること。
 - (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 - (5) A欄~G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 - (7) I欄は、H欄の額をそのまま記入すること。

直接補助の場合

 番
 号

 年
 月

 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算書(見込書)抄本

精 算 額 一 覧 表

(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名) (単位:円)

				(1 = : 13)
ΝO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助精算額
(項)	<u>)社会福祉施設整備費(目)社会福</u>	祉施設等災害復旧費補助金		
		① 小 計		
(項))介護保険制度運営推進費(目)社	:会福祉施設等災害復旧費補助金		
		② 小 計		
(項))児童福祉施設整備費(目)社会福	· ·祉施設等災害復旧費補助金		
		③ 小 計		
		合 計 (①+②+③)		

別紙(2)

災 害 復 旧 整 備 精 算 額 內 訳

自治体名

					設	置	者	Ø	対	象	経	費	の ^言		金	その)他								1	E)	庫	辅 .	助	国原	車 補	前 助	金	国」	車衤	浦耳		金 国	庫	補.	助金	主差	Ē	31	過
施	設	<u>.</u>	種	別	総 A	事	業	費	実 (予	支定) :	出 額	り収	て入	、額	等	差	弓 =A-		額	基	準		類 基	ŧ	本	į	額原	所	要	i	額	交 亻	付き	夬 氖	官 額	頁受	入	泽	军 客	頁△	不	足	額
					А			円	B	(\le	≨ A)	円(2			円	D (=A-	·C)	円	Е		F	基 円 F	ì			円(Ğ			円	Н			Ĥ	Ī		-	P	J (= H	– G	額)円
1	災	害	復旧	費									_												_				4									+				-			
																													4									┿				-			
													_												_				_									+				-			
		<u> </u>											_												_				4									+				-			
<u> </u>																																													
					<u> </u>				T																-													<u> </u>				1			 -
													_																4									+				-			
									-				_												\perp				+									+				-			
									-				_												\perp				+									+				-			
													_												_				_									+				-			
									_				_												_				4									+				-			
													_												_				_									+				-			
		<u> </u>											_												\perp				\dashv									_				-			
									_				\bot												\bot				\dashv																
													_												\perp				\perp									1				\perp			
	災	害 復	旧	費 計																																									ı

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 - (3) A欄~F欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (4) F欄には、B欄、D欄若しくはE欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 - (5) G欄は、F欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

事業実績報告書

1	対象施設の概要
_	

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- 2 災害の状況
- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況
- 3 災害復旧事業の内容

区	分	往	į le	総	面	積	備	考
						m^2		

- 注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
 - 2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規格	1	須口	協設の	構造	及:	7ド#目#
---------------	---	----	-----	----	----	-------

(- \	また いた ファイキ	2
(I)	敷地面積	m

(2) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(3)建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²

(4)建物の構造(造)

5 支出済事業費総額

(1) 主体工事費 円

(2) 工事事務費 円

- (3) 合 計 円
 - (注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。
- 6 施工期間
- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日
- 7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は 雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につ いて」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3 の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

8 その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写 直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 工事契約金額報告書(別紙①)
- 4 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

番号年月日

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市長

> 社会福祉法人〇〇〇会 理事長 〇〇〇〇

施工業者 株式会社 △△△建設 代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者(委託者)社会福祉法人○○○会と請負者(受託者)株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契	約 年	月	П	金	額
当初〇〇工事請負契約	平成	年	月	日	金	円
○○変更(追加)契約	平成	年	月	日	金	円
	平成	年	月	日	金	円
設計監理委託契約	平成	年	月	日	金	円
	平成	年	月	日	金	円

間接補助の場合

 番
 号

 年
 月

 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事 指定都市の長印 中核市の長 児童相談所設置市の長

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算書(見込書)抄本

精 第 額 一 覧 表

(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名)

(単位:円)

	是形术 旧是邮件 一尺件 光星旧版//	1820-1-67	=	(十年:11)
	施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助精算額
				災害復旧費
(項	<u>)社会福祉施設整備費(目)社会福祉旅</u>	也設等災害復旧費補助金		
		① 小 計		
(項	<u>)介護保険制度運営推進費(目)社会福</u>	畐祉施設等災害復旧費補助金		
		② 小 計		
(項)児童福祉施設整備費(目)社会福祉旅	也設等災害復旧費補助金		
		③ 小 計		
		合 計 (①+②+③)		

別紙(2)-1

(第2の4(1)の間接補助事業の場合)

災	害	復	旧	整	備	精	算	額	内	訳

						設置者の	対 免 奴 弗	の客	付金その他]:	拟 沽 広 旧	* 17	古 r i		可 唐 堵 円	1 F	可 唐 緒 冊 /	会 [5	司 康 婦 卧 仝	国庫	: a H	A 主	生 月	二二
4/		≓πı	14		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	N 多 程 負		1.1 Tr C (>) [F	} =1	<i>⊹</i> ,	L'		都 道 府 県 (指定都市等) 補 助 額 F 円	(旧)	坦 / N /	ゲーム	9	ມ∣⊦	当	亚旧	当	当	. 佣 切	並 左	三 ケー	川
他		設	種		別	/	美文、	出		差引	額 2	基 华	額	(指疋都巾等)	佣	- 明 位	金		_ _								
					Ì	総事業費	(予定)	額の	収入額等					補 助額	支	出済	額 星	甚 本 額	頁 月	听 要 答	額 2	交付決定額	受 フ	人済	額△	7 不 瓦	き額
					1	A 円	$B (\leq A)$	円C	円	D (=A-C)	円I	3	円[]	F 円	G		円H	I P	<u> </u>		円J	円	K		円L	L(=K-	I)円
1	5 55	害	復	ĺΗ	費																						
				11-									\neg						\top								
	Г				_		ļ						\dashv				\perp		_								
	-																										
					\dashv			-					\dashv				+		+		+						
					-		 	<u> </u>		1					1				_		_						
	Γ				-								\dashv				+		+		+						
																			_								
	Į.																		\top								
	Г																_		+								
													\dashv				+		+		+						
																			\perp								
					1																						
	<i>{{{</i>	虚 /#	→ [□		→ [$\neg \dagger$		\dashv				+		\top								
	災	害	夏 旧	費	計																						

- (注)(1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 - (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑦補助率を乗じて得た額とすること。
 - (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。
 - (5) A欄~G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 - (7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙(2)-2

(都道府県市名)

(第2の4(2)の間接補助事業の場合)

(設置者の氏名)

災	害	復	旧	整	備	精	算	額	内	訳

	災	害 復 旧 費 言	+					

- (注)(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 - (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑦補助率を乗じて得た額とすること。

(施設の名称)

- (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助 $(3/4+\alpha)$ 相当額を計上すること。 $+\alpha$ とは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
- (5) A欄~G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
- (7) I欄は、H欄の額をそのまま記入すること。

直接補助の場合

 番
 号

 年
 月

 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり(別紙3の別紙(1)の様式を準用)
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり(別紙3の別紙(1)の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり(別紙3の別紙(2)の様式を準用)
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり(別紙3の別紙(3)の様式を準用)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算書(見込書)抄本

間接補助の場合

 番
 号

 年
 月

 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事 指定都市の長印 中核市の長 児童相談所設置市の長

平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり(別紙4の別紙(2)の様式を準用)
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算書(見込書)抄本

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管 (地方公共団体名)

国		ţ	也	方	公	共		Ē	体			
* 4 % ¢	歳		入		歳				出		/:#:	考
交付決定 交付決定	期 料 目		収入済額	科 目		うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	助金相当額	備	有
Н		円	円		円	円	円	円	円	円		
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害 復 旧 費 補 助 金 (項) 介護保険制度運営推進費												
(目) 社会福祉施設等災害 復 旧 費 補 助 金												
(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害 復 旧 費 補 助 金												

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、 目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方 公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

直接補助の場合

番 号 年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金	1	Τ
712		

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

間接補助の場合

 番
 号

 年
 月

 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復 旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の とおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

\triangle		П
<u> </u>	Г	乛

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

_	
金	円
/ _	
717	

- 4 添付書類
- (1)設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出され た消費税仕入控除税額報告書副本
- (2) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)